

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015			Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015		
016 体表面用電場電極			(新設)		
(1) 膠芽腫用					
(2) 非小細胞肺癌用					
① 小型					
② 大型					
Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略)			Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略)		
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略)			123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略)		

(3) パルスフールドアブレーション用	① 標準型	681,000円
	② 熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能（心房内・心室内全域型）付加型	883,000円
	124～132 （略）	
133 血管内手術用カテーテル	(1)・(2) 末梢 ^{しよく} 血管用ステンセット	
	(3) P T Aバルーンカテーテル	
	①～⑤ （略）	
⑥ 再狭窄抑制型	ア 標準型	173,000円
	イ 橈骨動脈穿刺対応型	192,000円
	⑦ （略）	
(4)～⑫ （略）		
134～167 （略）		
168 心腔内超音波プローブ ^{くう}	(1)・(2) （略）	
	(3) 再製造	
	① （略）	
② 磁気センサー付き	229,000円	
169～194 （略）		
195 体表面用電場電極	(1) 膠芽腫用 ^{くわ}	35,900円
	(2) 非小細胞肺癌用	
	① 小型	48,800円
196～210 （略）	② 大型	65,000円
	211 植込型骨導補聴器（直接振動型）	
	(1) インプラント	
① 標準型	720,000円	
	② 特殊型	744,000円
	(2) 音声信号処理装置	
① 標準型	325,000円	
	② 特殊型	325,000円
	(3) オプション部品（標準型）	29,800円
212～237 （略）		

(3) パルスフールドアブレーション用	681,000円
(新設)	
(新設)	
124～132 （略）	
133 血管内手術用カテーテル	
	(1)・(2) 末梢 ^{しよく} 血管用ステンセット
	(3) P T Aバルーンカテーテル
⑥ 再狭窄抑制型	①～⑤ （略）
	(新設)
	(新設)
(新設)	173,000円
⑦ （略）	
(4)～⑫ （略）	
134～167 （略）	
168 心腔内超音波プローブ ^{くう}	(1)・(2) （略）
	(3) 再製造
	① （略）
(新設)	
169～194 （略）	
195 体表面用電場電極	(新設)
	(新設)
	35,900円
196～210 （略）	
211 植込型骨導補聴器（直接振動型）	
	(1) インプラント
	(新設)
(新設)	720,000円
(新設)	
(新設)	325,000円
(新設)	
(3) オプション部品	29,800円
212～237 （略）	

238	冷凍アレーション用バルーンカテーテル	389,000円	(新設)
239	腎神経焼灼 ^{しやく} 術用カテーテル		(新設)
	(1) 超音波エネルギー式		
	① カテーテル	694,000円	
	② カートリッジ	124,000円	
	(2) 高周波エネルギー式	1,410,000円	
240	経皮的三尖弁 ^{せいへん} クリップシステム	3,060,000円	(新設)
注 経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを 2 個以上使用する場合は、追加する 1 個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。			
Ⅲ～Ⅴ (略)			
Ⅵ	歯科点数表の第 2 章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		Ⅲ～Ⅴ (略)
	品 名 単 位 材料価格		Ⅵ 歯科点数表の第 2 章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001	(略)		001 (略)
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g 15,991円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品) 1 g 13,287円
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤 ^{かぎ} 用 (J I S 適合品)	1 g 14,682円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤 ^{かぎ} 用 (J I S 適合品) 1 g 11,978円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g 14,777円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上) 1 g 12,073円
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g 14,766円	005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品) 1 g 12,062円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g 4,779円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品) 1 g 3,802円
007～009	(略)		007～009 (略)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g 6,446円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品) 1 g 5,435円
011	歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上インジウム 5 %未満 J I S 適合品)	1 g 262円	011 歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上インジウム 5 %未満 J I S 適合品) 1 g 207円
012	歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上インジウム 5 %以上 J I S 適合品)	1 g 287円	012 歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上インジウム 5 %以上 J I S 適合品) 1 g 232円
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g 293円	013 歯科用銀ろう (J I S 適合品) 1 g 261円
014～071	(略)		014～071 (略)
Ⅶ～Ⅸ	(略)		Ⅶ～Ⅸ (略)